

平成30年度 品川区子ども・子育て会議

第1回議事録

平成30年度 第1回 品川区子ども・子育て会議
議事次第

日 時：平成30年6月18日（月）14:00～16:00

場 所：品川区役所議会棟6F 第一委員会室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 報告事項

- ①品川区子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績報告
- ②品川区子ども・子育て支援事業計画の第2期計画策定スケジュール
- ③しながわネウボラネットワーク利用者支援事業について
 - ア. 妊娠期からの相談事業の拡充
 - イ. 産後ケア（訪問型）の開始

(2) 審議事項

新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について

(3) その他

今年度の会議予定について

3. 閉 会

1. 開会

■会長

- ・平成30年度第1回「品川区子ども・子育て会議」を開催する。
- ・出席状況を事務局から報告いただきたい。

■事務局

- ・本日は、委員20名のうち17名が出席している。
- ・品川区子ども・子育て会議条例第6条3項により、定足数を満たし、本会議は成立する。
- ・傍聴者は3名。
- ・今回から、所属団体・機関の人事異動に伴い、委員2名が交代した。

2. 議事

(1) 報告事項

①品川区子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績報告

■会長

- ・本議題の説明を事務局から願います。

*事務局より、資料3「品川区子ども・子育て支援事業計画実績資料」について説明。

■会長

・全体としては、品川区が子育てに非常に尽力していると読みとれるが、何か意見、質問をいただきたい。

■委員

・資料3の14ページの表6-1「養育支援訪問実績数」を見ると、訪問件数が年々減っているが、この理由は何か。区内では子どもの数が増えているし、社会的ニーズも高まっているので、むしろ増えるべきではないかと思う。

■事務局

・養育支援訪問は、ケースワーカーが必要に応じて行っている。
・「必要に応じて」行っているため、子どもが増えたから、訪問件数も増えるものではない。例えば窓口で相談を受けても、家庭訪問するまでもなく、窓口で問題解決を図れるものもある。

■会長

- ・資料3の13ページには、表5-1に「すくすく赤ちゃん訪問事業訪問件数など」の実績が載っているが、同訪問事業では生後4カ月の新生児宅に必ず全戸訪問することになっている。そこでリスクが発見されれば、そのお宅が養育支援訪問事業につながる。（もちろん、このほかに養育リスクがある家庭が発見されれば、養育支援訪問事業の対象となる）
- ・したがって、養育支援訪問件数が減ったのは、すくすく赤ちゃん訪問事業でのリスク評価の精度が上がり、本当に大切な訪問先に絞り、より中身を濃く訪問しているとも考えられる。

②品川区子ども・子育て支援事業計画の第2期計画策定スケジュール

■会長

- ・本議題の説明を事務局からお願いします。

*事務局より、資料4「第2期計画策定スケジュール（案）」を説明。

■会長

- ・現行の5カ年計画が4年目に入ったわけだが、国からは新しいニーズ調査の方針は示されているか。

■事務局

- ・7月中に示されると、5月の時点で国から通知があった。

■会長

- ・次期計画も現行計画から大きく変わることはないだろうが、これまでの実績・課題を踏まえ、新たなニーズ調査の内容も含めて多少の変更はあると思う。
- ・現在の委員の任期は来年3月末までとなっているので、本格的な次期計画策定は来年度からの新委員によって行われる。現委員においては、ニーズ調査の結果について意見を出すことになると思うので、調査の結果がでてから、また委員皆様から意見をいただきたい。

③しながわネウボラネットワーク利用者支援事業について

- ア. 妊娠期からの相談事業の拡充
- イ. 産後ケア(訪問型)の開始

■会長

- ・本議題の説明を事務局からお願いします。

*事務局より、資料5「しながわネウボラネットワーク利用者支援事業 妊娠期からの相談事業の拡充」、資料6「しながわネウボラネットワーク利用者支援事業 産後ケア（訪問型）の開始」について説明。

■会長

- ・ご意見、ご質問をいただきたい。

■委員

・昨年12月にしながわネウボラネットワークの支援を得て出産し、現在、生後5カ月の子どもがいる。新規事業については、どこで知ることができるか。

■事務局

・新規事業の広報については、直近の広報紙6月1日号で、事業開始をPRした。また毎年の子育て支援特集号にも載せた。このほか、各保健センターや子ども家庭センターにもチラシを配置している。また一番わかるのは、区のホームページだと思う。

■委員

・昨年の会議では、しながわネウボラネットワークに関しては、広報が少し手薄なため、利用者も伸び悩んでいると感じたが、この1年間で随分と充実してきたと思う。
・ただ、少し違和感を覚えたのは、妊娠して相談に行ったら、1万円のカatalogギフトをもらえるという点。決まったことを今さら中止すべきとは言わないが、そこに注力するよりも、産後ケアを充実させるなど、切れ目のないサービスの提供について、もっと工夫してほしい。あるいは時間の都合で説明を省略したのなら、補足説明を願いたい。

■事務局

・妊婦との面談率を上げるため、ギフト贈呈を企画したわけではないが、何かをきっかけにして、妊婦さんと区との間で面談ができ、アンケートに答えていただくことで、妊婦さんと区との間で「顔の見える関係」ができて、それが産後ケアも含めてのその後の切れ目のない支援につながると考えている。

■委員

・妊娠期からの相談事業は区のネウボラ相談員が、産後の訪問型ケアは東京医療保健大学に委託して、同大学の方が行うとの説明だった。確認するが、産後の訪問型ケアでは、行政は受付窓口となるだけということか。
・また、産後の訪問型ケアでは、一般世帯で1,000円を自己負担となっているが、この行く先は同大学ということか。

■事務局

・妊娠期の相談事業を担当するネウボラ相談員も、産後の訪問型ケアを担当する東京医療保健大学でも、どちらも助産師資格を持つ方が実際に面談することになる。なおかつ、東京医療保健大学で同事業に携わる方には、区が行う研修の受講が必須となる。その意味では、産後の訪問型ケアにも区は関与している。ちなみに、産後の訪問型ケアの予約については、利用希望者が直接、同大学に電話予約していただくことになっている。

・東京医療保健大学には助産学科があり、その卒業生等の有資格者を確保しやすいため、今のところ十分な体制がとれている。

・同大学への委託料が1件7,000円のため、利用者の自己負担額との差額を区が負担して、同大学に払うことになっている。

■委員

・他自治体からの転居者には、何らかの事情で住民票を移せない方もいると思われるが、その場合の妊娠期、産後のケアはどうなるか。

■事務局

・出産後の面談については、他自治体への里帰り出産の場合、妊婦本人の希望を聞き、里帰り先での面談を希望する場合には、区より当該自治体への依頼文を出す。その結果を区がいただき、その記録をもとに区でも管理・対応することになる。

・また、ご質問のように何らかの事情で住民票を移せない場合は、その事情を勘案しての個別対応になると思う。

■委員

・一昨年、私が経験したケースでは、18歳の女子が関西で出産したが、親の反対にあって区内に転居してきた。偶然彼女の近くに民生委員が住んでいて、赤ちゃんの泣き声に心配になり、主任児童委員の私に同行を求めてきた。彼女の部屋に行くと、赤ちゃんの何たるかも理解できず、かといって困っている様子でもなかった。

・私は民生委員と保健所へ出向き、一度、彼女のもとへ訪問してほしいと依頼したが、住民票がない、本人からの依頼がないとの理由で断られた。また本人に保健所へ行くことを勧めた（同行するとも言った）が、場所がわからないし、いいとの返答だけで、このままではネグレクトなどにつながる高いリスクがあると思った。

・その後、彼女は突然転居して、どうなったかはわからない。

・確かにしながわネウボラネットワークは理想的とも言えるシステムだが、そのネットワークからこぼれ落ちる親や子どももいるので、そういう人たちに、保健所をはじめ行政がもう少し優しく対応してほしいと、そのケースを通じて思った。

■会長

・今の事例は高リスクな事例だと思う。もし児童相談所に通告があれば、児童相談所マタナーの話になるし、区が対応するにしても、子ども家庭支援センターのリストに載り、進行管理を行うことになるだろう。また要保護児童対策地域協議会で情報共有をして、関係機関で連携をとって見守るべき事例であったと思う。

・このほか、軽度の知的障害者だが手帳を持っていない方が出産し、育児が困難になるケースがある。この場合、保健師や保育士が健康管理、生活指導・支援を一定期間行うなどの対応をとることが多い。

・その辺のきめ細かい対応を区でもする必要があった事例かと思う。

■事務局

・区は、子どもの命、母体の健康を守ることを第一に考えているので、もし区にも情報が入っていれば、庁内の関係部署が連携をとって、何かしらの対応ができたのではないかと思う。

■会長

・基本的に福祉関係では現地主義なので、国籍や住民票の有無にかかわらず、そこに住んでいる人ならば助けにいかねばいけないという原則になっている。その辺が十分認識されていなかったのではないか。本来は養育支援訪問につながる事例であったと思う。

■事務局

・住民票がない方の場合、前住所地の自治体と連携をとり、何らかの対応をすることが一般的かつ日常的な対応であり、住民票が無いことだけを理由に支援がなされないということは無かったはずである。

・したがって、本事例については個別に状況確認するが、一般的には前住所地の自治体と連絡を取って情報共有している点を了解願いたい。

■会長

・虐待で亡くなる子どものうち、未就学児童が9割、ゼロ歳児が6割となっていて、非常に高い。したがって、乳幼児を中心に、しっかりセーフティネットの網を組んでいかなければならない。

・品川区にも4年後には児童相談所が設置されるので、そうなれば児童相談所による一時保護や施設入所等の措置がとれる。

・それまでの間は、東京都の場合、他の道府県と違い子ども家庭支援センターがあるので、そこと保健センターが連携して、いかに乳幼児期の対応をしていくかが問われる。

・今後、児童相談所が設置されるまで、またされた後でも、保健センターの役割は大きく、

しながわネウボラネットワークにも絡んでくる話だと思う。そのことを改めて認識させられた事例であったと思う。

- ・しながわネウボラネットワーク関連で、ほかの質問等はあるか。

■委員

- ・ネグレクト関連で幾つか質問したい。
- ・「189（イチハヤク）」と区の見守りネットワークとの関係はどうか。区の見守りネットワークでは、対象が子どもや障害者、高齢者の虐待となっていて、電話番号もいろいろと載っている。両者には何か違いがあるのか。

■会長

- ・「189」は、110番と同じように、児童虐待を発見すれば、だれでも通告できるようになっている。「189」の導入で、通告件数（認知件数）が増え、児童相談所は多忙になり、人員を急速かつ大幅に増やしている状況だ。

■事務局

- ・区の見守りネットワークについては、児童虐待だけではなく、障害者・高齢者への虐待およびDVをそれぞれの分野ごとに1つの電話番号で受け付けることになっている。この点が「189」と違う。
- ・児童福祉法の改正に伴い、児童虐待の場合、一義的な通報先が区市町村となったことを受け、見守りネットワークを受付窓口とした。
- ・したがって、児童虐待の場合には窓口が重なっているので、「189」に通報していただいてもかまわない。

■委員

- ・「189」の導入後、児童虐待の通報件数が倍以上になったと聞くが、それと先ほども質問にあった養育支援訪問件数の減少がつかない。もう一度、このデータの背景を教えてください。

■会長

- ・「189」は都道府県に、また法律上は、児童虐待の一義的な通報先は区市町村になっている。しかし、実際に通報する人は、そのような区別はわからず、いろいろなところに電話をかけるのが実情だ。
- ・また最近では「189」の通報として心理的虐待も含まれるようになった。例えばDVの家庭にいる子どもは心理虐待として扱われるように、心理的虐待の幅は広く、それも通告件数の増加の一因になっている。

- ・また警察も児童虐待には熱心に対応するようになって、警察に通報があったものはすべて、児童相談所にも通告することが全国的に広がっている。
- ・実際、統計が始まった平成元年ごろには、身体的虐待が約半分と大変多かったが、数年前から、心理的虐待が上回って、通告理由のトップになった。
- ・「189」の導入と通告件数の増加については、以上のような事情がある。

■事務局

- ・児童虐待については、これまで説明があったように都の「189」と区の見守りネットワークという二元体制で受け付けている。区でも24時間体制で受け付けていて、受け付けたものは必ず次の展開につなげている。
- ・確かに養育支援訪問件数は減っているが、要支援家庭へのサービスは養育支援訪問事業だけではなく、産後の家事ヘルパー事業、児童センターによる日常的な相談業務、その他、今ご説明したしながわネウボラネットワークの新事業等々、ほかにもたくさんある。
- ・したがって、養育支援訪問件数が減っているからといって、区の支援策が失速しているわけではなく、他の既存・新規事業を含めると各事業はそれぞれ実績を伸ばしている。

■会長

- ・児童虐待防止については、やはり行政がつくった仕組みだけでは限界があり、基本は地域でしっかり見守ることが大事である。
- ・実際、大阪市西区で起きた事件、ネグレクトの結果、餓死した子どもが住んでいたマンション住民の間では、しっかり見守りができてなかったとの反省が起こり、住民同士のつながりの面で、いろいろと変化が起きていると聞く。

■委員

- ・児童相談所が区の事業になると聞いているが、実際、どうなっていくのか。

■事務局

- ・区では平成34年4月から、児童相談所を開設するべく準備を進めている。
- ・開設後は、区の子どものケースはすべて区が継承することになる。

■委員

- ・区内を1カ所の児童相談所で担当するのか。

■事務局

- ・そのとおりで、区内をすべて管轄するという前提である。

■委員

- ・そうなる、相談員の体制の充実等も必要で、その辺の情報はいつ頃提供されるのか。

■事務局

- ・ケースワーカー等、いろいろな配置基準があって、まだ体制の確定はできず、現時点では検討中としか言えないが、確定次第報告したい。

■会長

- ・練馬区を除く特別区では、4年後をめどに自前で児童相談所を設置すべく、それぞれ準備している。中でも世田谷区、荒川区、江戸川区は2年後の開設を目指していて、現在、既に研修に入ったと聞く。

(2) 審議事項

新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について

■会長

- ・では、審議事項「新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について」に移る。
- ・本議題の説明を事務局から願います。

*事務局より、資料7「新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について」を説明。

■会長

- ・意見、質問をいただきたい。

■委員

- ・49年前になるが、私の園は、近くの公園を園庭のかわりにすることで認可をとった。今でも、500メートル以内に公園があれば認可しているか。
- ・もしそうなら、1つの公園を複数の園で利用して、非常に公園が混むことがある。認可の際には、区は公園利用の実態を一度調査していただきたい。必要があれば、棲み分けと
いうか、子どもたちがもう少し余裕を持って遊べるようなやり方はないのかという意見もある。
- ・また、保育園で困っているのがプールである。区内の幼児用のプールを、これも複数の園で共同利用している状況だ。この点も区で一度、利用実態を調査していただきたい。

■事務局

- ・確かに区内では園庭を整備できない保育園が多くなっている。園から5分圏内に公園が

あれば、そこを代替遊戯場として指定していただくことになる。その際、新規の園には、既存の園との間での利用調整をお願いしている。また、学校の校庭を借りる場合もあるので、その場合には教育委員会とも連携して対応している。

・プールについては、区もそのニーズは高いと認識している。そのため、新規の園には、園庭とまではいわなくても、せめてプール遊びができる場所は確保してもらいたいとお願いしている。しかしながら、例えば屋上や園の前をプール遊びの場として考えていても、近隣から苦情が寄せられ、使えなくなるケースもしばしばある。

・いずれにしても、園庭やプール遊びの場所を設置義務としてしまうと、保育園を開設できず、待機児童解消が進まないというジレンマに陥る。少しでも場所が確保できるように事業者と協力して、対応していきたい。

■会長

・待機児童解消に向け、量的拡大は順調に図られてきたが、質の面でなかなか難しい問題があるということだと思う。

・そういう問題はあるものの、新規園の利用者定員についてはご了承いただけたとして、審議事項を終えたい。

(3)その他

■会長

・残りの時間で、副会長から、これまでの議論および国の動向を含めて、情報提供をお願いしたい。

■副会長

・この会議の委員皆様は、どんなポジションで、どんな役割を期待されているか、また区は次期計画策定に向け、どんな視点が重要かというあたりの基本についてお話ししたい。

・子ども子育て支援新制度は平成27年度からスタートした。制度設計は国がしたが、実施主体は区市町村になる。これは各自治体での事情や地域特性があるため。

・現在は平成27～31年度の5カ年計画が動いている。したがって、次期計画は32年度開始となるが、今から策定に向けての議論が必要となる。来年秋には計画の概要を策定し、区民の皆様へのパブリックコメントを行う必要がある。となると、実質的な議論の期間はあと1年余になる。

・次期計画では、国の制度の動向も踏まえながら、現行計画に対して必要な修正・見直しを行う必要がある。そのための基本的な情報提供を行いたい。お手もとの資料「『すべての子ども・子育て家庭』を対象とした支援」をご覧いただきたい。

・まず2年前のデータだが、現在、我が国の就学前の乳幼児は604万人、子育て家庭が485

万世帯となっている。ただ、制度設計の際には必ず線引きが必要となる。その基準として3歳以上か否か、また保育が必要な家庭か否か、この2軸で分けられている。

・そのため、すべての子ども・子育て家庭は4つの象限に分けられ、資料の2ページの図のように、1号、2号、3号認定とそれぞれ呼ばれている。そうすると図の左下の象限だけが漏れているが、私はここを「0号認定」と呼んでいる。例えば専業主婦の家庭で3歳までは自宅で育児していたが、子どもの社会や他者とのつながりを考え、3歳から幼稚園に行かせるなら1号認定、3歳になって母親が働き出すので保育園に預けたいとなったら2号認定となる。あるいは働いている母親が産後1年間は育休をとったものの、その後すぐ働き出さなければいけなくなったら、3号認定となる。すなわち、0号認定こそが、すべての子育て家庭の出発点と言える。

・0号認定も含めた、すべての子ども・子育て家庭に、例外なく保育の保障をすることが制度の基本的思想だが、実際には例外ができてしまう。それが待機児童である。したがって、制度の基本的思想を実現するためにも、待機児童という例外をなくさなければいけないという話だ。

・また幼稚園と保育園では、基本は幼稚園では教育を、保育園では預かりをとっているが、実際、両施設を卒園すれば小学校に行くことは同じ。となると、保育園でも一定の教育は必要となる。このように教育も含めての例外のない保育の保障も重要な視点だ。

・また保護者に対しては、切れ目のない支援が必要となる。先ほどしながわネウボラネットワークの説明があったが、妊娠期間から出産、産後、育児を通じた切れ目のない支援の実現も重要な視点である。

・したがって、行政サービスとしては、周産期医療、母子保健、児童福祉、幼児教育等が必要になってくる。行政内部では、それぞれのサービスを各部署が役割分担して実施するが、切れ目のない支援という意味では、これらをワンストップサービスで提供することが大事になる。しかも、他自治体からの転入者もいるわけで、スピード感を持って対応しなければいけない。ワンストップサービス、スピード感を実現するためには、行政には運用面でさまざまな工夫が必要となる。

・つまり、子ども・子育て家庭に必要とされるサービスを全部、パッケージとして総合的に提供するため、区の段階では、区の実情、地域特性を踏まえたきめ細かな対応が必要となる。これが今回の新制度の一番大きな特徴と言える。

・これらを踏まえ、行政に何を求められているかという点、視点の転換である。すなわち、これまではサービスの供給側から見て制度設計をしていたが、これを需要側の視点をより大事にして、これに寄り添って、サービスを供給しようという制度設計が必要だ。

・したがって、需要の予測をしないと、そもそも必要なサービスの供給量も見積もれなくなる。しかし、この需要は常に変化する。例えば育休をとっていたが、職場復帰のためには保育園に子どもを通わせる必要があるとか、専業主婦が家庭の事情で働く必要が出てきたなど、先ほどの4つの象限間を常に動き回るわけだ。

・となると、先ほど少しお話が出たニーズ調査がとても重要になる。この調査で、計画期間の終わり、5年先までのニーズをしっかりと丁寧に把握することで、供給の計画を立て、かつ需要がどう変化しても、それに対応できる計画にする必要がある。

・全国的には少子化と言われるが、品川区をはじめ首都圏では、むしろ人口流入が進み、保育の需要は高まっている。かつ働く母親が増えているので、2号や3号認定の需要が高まる傾向にある。となると、保育園を増やす必要があるが、保育園の施設に余裕がある地域なら、定員を増やせばいいし、あるいは幼稚園に余裕があるなら、認定こども園に変わってもらって、保育所機能を持ってもらう。また土地に余裕があるなら、大きな保育園を一つつくればいいし、逆に土地がないなら、小規模保育園をたくさん整備する必要がある。このように、地域の事情によって対応の仕方も変わってくる。いずれにしても需要に光を当てて、需要がどう変化しても、供給の質・量とも十分に整える必要がある。

・もちろん子育て支援事業の内容はたくさんある。先ほどの実績報告でも13事業についての報告があったし、4年後に児童相談所を区がやるようになれば、それも子育て支援事業の1つとなる。

・需要側に焦点に当てるということは、区行政だけで計画をつくるわけにはいかず、この会議に参加されている委員皆様のように、さまざまな関係者が、お互いの立場で積極的に意見を出し合う必要がある。中には意見の一致を見ない問題もあるかもしれないが、できるだけ総合調整を図り、品川区の子ども・子育て家庭に何か少しでもいい環境整備をして、供給の質・量とも充実させようという姿勢が必要だ。あと1年余で、この会議で次期計画を策定するので、この会議の委員は非常に重要な役割を担われている。

・ただ、国も現在、子ども・子育て家庭支援については大きな見直しをかけていて、検討中であるので、区としても、なかなか対応しづらい面もある。

・例えば小規模保育所に関する特例措置がある。小規模保育所の認可には、連携施設として、近隣の保育所等を見つけてきて、先ほどの話にもあった園庭やプールを利用させてもらったり、職員が休む場合には応援に来てもらえるなどの措置がとられていることが本来必要とされる。しかし、それを厳格に運用すると、なかなか小規模保育所ができず、待機児童の解消が進まないということで、現在は特例として、連携施設がなくても一定条件を満たせば、小規模保育所の認可ができることになっている。国では現在、この点も検討中で、今後、やはり本筋に戻して、連携施設を必須とするか、あるいは特例措置を延長するのか、または何か中間的な措置・条件をつけるのかが決まっていない。

・無償化が来年10月から実施されることが決まった。親の負担が減るのはいいことだが、無償化実施に伴って、保育時間の長時間化が予想される。現在、ただでさえ保育士不足のため、保育士の労働実態は厳しい状況なのに、長時間化となれば、ますます現場にしわ寄せが来る。次期計画では、このことも考慮して、国がどういう施策を進めても、子ども・子育て家庭に悪影響を与えないものにしなければいけない。

・次回からは、次期計画に向けての検討に入ると思われるが、需要の実態や国の動向も踏

まえながら、全国に誇れるような計画、しかも着実に実行できるような計画づくりを目指し、その運用を区にしっかりやっていただくと。こういう観点から、委員皆様には、いい提案、アイデアを積極的に出していただければと思う。

■会長

- ・資料の5ページについて、もう少し説明をお願いしたい。

■副会長

- ・その後ろの6、7ページが自治体から見た事業計画のイメージになるが、5ページは、国全体で子ども・子育て支援新制度を見た図になる。
- ・5ページの図の左3分の2ほどが自治体（区）の担当になり、この点については区から説明があった。
- ・一方、右端の国主体の事業、仕事と子育ての両立支援事業だが、これは子ども・子育て支援新制度から1年遅れの平成28年度スタートとなった。特に企業主導型保育事業、いわゆる事業所内保育所については、法改正を行い、整備に必要な財源の確保を行った結果、昨年秋の段階で約7万人の子どもを受け入れ可能となった。近いうちに、これを9万人まで持っていく計画である。
- ・ただ、この事業所内保育所は認可外の扱いになる。したがって、区は基本的に関与できない。また、これまでは待機児童解消の実績にはカウントされていなかった。それが、今回からはカウントできるようになったので、区の次期計画においても、事業所内保育所の受入定員数を供給側の予測として取り入れる必要がある。区が直接関与できない中で、これをどう把握するかも、次期計画では一つの課題となる。
- ・また認可保育施設に入れず、認可外保育施設に入れざるを得ない家庭も出てくる。本来なら、認可外保育施設は無償化の対象にならないが、それでは不公平だとのことで、国は無償化の対象とした。ただし、月3万7,000円という上限は付くが。
- ・このほか、ベビーシッターも、ファミリーサポートも補助の対象となって、かつ、それらの組み合わせも可能とのことで、何でもありの状態になっている。
- ・このように認可外施設でも厚い支援が受けられるが、問題は、そこの保育の質をどう担保するかだ。都が指導監督や立入調査をすることになっているが、5年間は猶予期間ということで、極端に言えば、都への届出もなく、都の指導監督を受けなくても、無償化の対象になるという話も出てきている。実際、どうなるかはまだわからないが。
- ・このように無償化は、親の負担軽減というメリットの反面、保育の質の面でリスクな面もある。国の無償化の内容が今後、どうなるかはまだわからない部分があるが、どんな内容になっても、区としては、子どものことを第一に、保育の質や利用者の利便性を考えた計画づくりをしなければいけないと思う。

■会長

- ・委員から質問、意見をいただきたい。

■委員

- ・今の話を伺って、無償化にはリスクな面があることがよくわかった。
- ・私立幼稚園協会でも、幼稚園教員の確保、待遇改善、長時間労働の解消等々の問題にどう対応するかという話題は出ているが、実際、各園で努力するしかないかなという感じだ。行政からの支援をいただきたく、この問題も会議の議事に入れてほしい。
- ・また私立幼稚園協会で大きな話題になっているのは、学習支援、すなわち発達障害の子どもへの教育支援である。品川区内にも少なくない人数の対象児童がいるので、これらの子どもを、どう小学校の教育につなげていくか。この点についても、ぜひ会議で取り上げていただきたい。
- ・今年から新幼稚園教育要領が実施となる。そこでは、小中学校につなげる、あるいはアクティブラーニングにつなげる、非認知能力をより重視していこうという点が特徴になっている。新教育要領に沿った形で各園・業界で努力していて、区にも研修の機会を設けていただいているが、今後、教員・教育の質をさらに深化・高度化させるなら、次期計画の内容に取り入れていただきたい。

■副会長

- ・区からの回答の前に、私から国の動向を説明したい。
- ・幼稚園や保育園の職員の処遇改善については、国がかなり大きく関与していて、実際、着実に進んでいると思う。例えば中堅職員のキャリアアップとリンクさせて、一定の研修受講を課すとともに、月額4万円の手当を出せるようにしている。
- ・問題は就労慣行や職場環境だが、これは現場での努力がまずは必要だと思う。同時に、職員の数をもっと多く配置できるようにして、有給休暇を消化しやすくするなど、制度的改善が必要な面もある。
- ・また、お話のあった新幼稚園教育要領や新保育指針は今年4月から施行されたが、これは法的拘束力がある、いわゆるナショナルカリキュラムになるので、私立・公立を問わず、各園で取り組む必要がある。今回の新要領・新指針では、5歳児、すなわち卒園までに身につけほしい10の姿が示されている。これは小中学校教育との接続性、一貫性を考えたうえで提示されたものである。したがって、各園だけではなく、区としても教育委員会を中心に、公立・私立を問わず、幼稚園・保育園で、この10の姿の実現に向け、どう取り組むかを考えていく必要がある。

■会長

- ・新聞報道によると、無償化を先行実施した自治体の8割で、待機児童が増えたとのこと。

無償化には、確かに問題をはらんでいる面がありそうだ。

・また発達障害児についても、過剰診断を指摘する意見もあるし、よく調べてみると、結局は幼児期の親子関係がもとで愛着障害を起こしているのではないかという指摘もあり、なかなか難しい問題だと思う。

・区から何か回答はあるか。

■事務局

・机上配布資料「品川区子ども・子育て支援事業計画 平成27年度～平成31年度 中間年度見直し改訂版」の51ページの「4 特別な配慮が必要な児童への支援」をご覧ください。

・この部分は、従来から区も注力してきたが、今回、ここを改訂した。発達支援事業を担当する障害者福祉課と連携し、障害児への巡回相談、医療的ケア児の受入れを新たに計画に加え、今後も引き続き努力していきたいと考えている。

・また幼稚園教育要領や保育所保育指針の改定については、現在、区でも内容を精査していて、この会議でどう扱うかは、今後、会長、副会長と相談したい。

②来年度の会議の予定について

■会長

・本議題について事務局より説明をいただきたい。

■事務局

・今年度の会議予定は、資料2にあるように、2回目を11月、3回目を来年1月に予定している。

・机上には、本年1月～6月までの子ども・子育てに関する新聞記事の切り抜きがあるので、ご参考にしていきたい。

3. 閉会

■会長

・本日の会議を終了する。

— 了 —